

文京区立図書館処務規則

昭和六十三年二月十八日

文教委規則第七号

東京都文京区立図書館処務規則（昭和三十七年八月文教委規則第三号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この規則は、文京区立図書館条例（昭和二十五年十月文京区条例第十三号）により設置された文京区立図書館（以下「館」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（係等の設置）

第二条 真砂中央図書館（以下「中央館」という。）に次の係及び課務担当主査を置く。

管理係

課務担当主査

（職員）

第三条 中央館に次の職員を置く。

- 一 館長
- 二 係長
- 三 課務担当主査
- 四 その他の職員

2 前項の職員のほか、中央館に副参事及び主査を置くことができる。

（資格及び任免）

第四条 館長及び副参事は、教育局職員のうちから教育委員会が命じ、その職は教育局の課長相当職とする。

2 前項に定める職員以外の職員は、教育局職員のうちから教育委員会が命ずる。

（職責）

第五条 館長は、上司の命を受け、中央館の館務を管理し、所属職員を指揮監督する。

2 副参事は、館長の命を受け、担任の事務を管理する。

3 係長及び課務担当主査は、上司の命を受け、係の事務又は担任の事務を処理する。

4 主査は、上司の命を受け、係の事務又は課務担当主査の担任事務のうち、特定の事務を処理する。

5 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、館務に従事する。

（所掌事務）

第六条 中央館の係及び課務担当主査の所掌事務は、次のとおりとする。

管理係

- 一 公印の管守及び文書に関すること。
- 二 予算、決算及び経理に関すること。
- 三 中央館内取締り並びに館舎及び設備の維持管理に関すること。
- 四 職員の服務に関すること。
- 五 図書館システムの管理及び運用に関すること。
- 六 中央館内他の係に属しないこと。
- 七 指定管理者が管理する館（以下「指定管理図書館」という。）の施設の維持管理に係る業務の監理に関すること。
- 八 館の管理運営に関する連絡調整に関すること。
- 九 その他指定管理図書館に属しないこと。

課務担当主査

- 一 図書館サービスの企画及び調整に関すること。
- 二 図書館資料の館内及び館外利用に関すること。
- 三 図書館資料の収集（寄附を含む。）、整理及び保存に関すること。
- 四 参考資料の作成及び読書の指導案内に関すること。
- 五 読書会、講演会、研究会、鑑賞会及び映写会等の開催及び奨励に関すること。
- 六 障害者に対する図書館サービスに関すること。
- 七 ライブラリーパートナー及びボランティアに関すること。
- 八 区立小学校及び区立中学校の図書館運営の支援に関すること。
- 九 一から八までに係る指定管理図書館の事務執行の監理に関すること。
- 十 文京区子ども読書活動推進計画に関すること。
- 十一 館の評価に関すること。
- 十二 その他図書館サービスに関すること。

課務担当主査

- 一 館の整備に関すること。

（館長の決定対象事案）

第七条 館長が決定できる事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 館務に関し、職名又は館名で文書の往復をすること。
- 二 職員の内国旅行、超過勤務及び休日勤務の命令、週休日の振替並びに休暇及び欠勤の承認に関すること。

- 三 職員の事務分掌に関する事。
- 四 図書館資料の選定に関する事。
- 五 集会室等の使用に関する事。
- 六 その他軽易な事項に関する事。
- 七 その他文京区教育委員会事案決定規則（昭和六十二年三月文京区教育委員会規則第二号）別表中課長の決定権限とされている事案
（事案決定の臨時代行）

第八条 館長が出張若しくは休暇又は事故により不在のときは、あらかじめ館長が定める係長又は課務担当主査がその事案を決定することができる。

- 2 前項により決定できる事案は、特に至急に処理しなければならないものに限る。
- 3 前二項の規定により決定を行つた者は、その事案について館長に報告しなければならない。
（文書の取扱い）

第九条 文書の收受、配付、処理その他文書の取扱いに関しては、文京区教育局行政情報管理規則（平成二十五年十二月文京区教育委員会規則第五号）の規定を準用する。

（報告）

第十条 館長は、毎月次に掲げる事項について上司に報告しなければならない。

- 一 前月分の職員の勤務状況
 - 二 前月分の事務の処理状況の概要
- 2 館長は、重要又は異例に属する事案については、その都度上司に報告しなければならない。
（準用事項）

第十一条 この規則に定めのない事項については、教育局について定めるところによる。

付 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

（略）

付 則（令和八年三月二四日文教委規則第四号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。